

米原市立図書館における弁償を要する資料の基準

1 趣旨

この基準は、米原市立図書館の資料の弁償に関する規程に基づき、米原市立図書館が所蔵する資料の弁償の取り扱いについて弁償を求める基準を定めるものとする。

2 弁償の判断

弁償に該当するか否かの判断は、次項の基準に基づいて複数の職員の判断によるものとする。

ただし、次のいずれかに該当するときは、弁償対象としないことができる。

- ・長期間の利用による経年劣化が原因と考えられるとき
- ・修復可能で利用に問題がないとき
- ・弁償に該当しないと米原市教育委員会が判断するとき

また、相互貸借または協力貸出の借用資料については、貸与した図書館の基準に従うものとする。

3 弁償を要する資料損傷の基準

【図書、雑誌、新聞の弁償の基準】

	対象	状態
(1)	水濡れ、汚れ、染み等	①水濡れ等により、ページに波打ち、歪み、汚れ等が生じた場合 ②飲食物により染み等の汚れが生じた場合 ③水濡れ、飲食物、セロテープ、糊等の付着によりページが接着した場合、および、接着面を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④カビが発生した場合 ⑤血液、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着した場合
(2)	書き込み	①マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合

		<p>②鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り、利用上支障が出る場合</p> <p>③鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことにより印刷部分が退色したり、汚れたり、ページが破損した場合</p> <p>④印鑑等が押印してある場合</p>
(3)	ページ破れ、一部欠損	<p>①破れた箇所を修理しても読むのに支障がでる場合</p> <p>②本文、挿絵、図等が欠落した場合</p>
(4)	ページ全体の欠落	① 1 ページ丸ごと切り取り、破れてページが無い場合
(5)	折り癖	①戻しても膨らんでしまうほど資料の形状が変わる場合
(6)	噛み跡	<p>①ペット、人が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合</p> <p>②ペット、人が噛んだため、資料が破損した場合</p>
(7)	異物の挟み込み	①毛髪等、衛生上問題があるものが挟み込まれた状態で、異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っている場合
(8)	におい、べたつき	<p>①たばこ、香水等のおいが取れない場合</p> <p>②付箋紙等のべたつきが取れない、または、接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合</p>
(9)	表紙の破損	<p>①ビニールコートの下（表紙、本体）まで損傷している場合</p> <p>②たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついた場合</p>
(10)	型紙、地図等資料の付録	①紛失または一部欠落により、使用に支障がある場合
(11)	CD等の電子付録	<p>①破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が正常な状態ではない場合</p> <p>②再生機器で再生できない状態になった場合</p> <p>③再生の際に機器に故障が生じる恐れがある場合</p>
(12)	その他	<p>①軽易な損傷でも繰り返した場合</p> <p>②利用者の故意または過失により、利用に供することが困難と判断する場合</p>

【CD、DVDの弁償の基準】

(1)	汚破損	①破損等により、ひびが入る、割れるなど、形状が正常な状態ではない場合 ②汚損の場合は、図書等の基準に準じる
(2)	再生不能	①再生機器で再生できない状態になった場合
(3)	機器への影響	①再生の際に機器に故障が生じる恐れがある場合
(4)	内容の変換	①DVDの上書き録画等、元の内容を変換した場合
(5)	歌詞カード、解説書類	①歌詞カード、解説書等付録の汚損・破損については、図書等の基準に準じる
(6)	ケース類	①視聴覚資料のケースだけの汚破損については、再生可能かを確認の上、嚴重注意とする

附則

この基準は、令和元年10月14日から適用する。